

大牟田市災害とコロナに負けない文化のチカラ事業費補助金
募集要項

令和3年8月

大牟田市

1 補助募集の概要

令和2年7月の豪雨災害や新型コロナウイルス感染症感染拡大による影響を受けた大牟田市のまちを元気にするため、文化芸術関連イベント等の開催やそれらの動画を配信する取組みにかかった費用の一部について補助します。

2 募集期間

令和3年8月2日（月）～令和3年10月29日（金）

※郵送による申請の場合、10月29日までに必着

※予算の上限に達した時点で、募集を終了することがありますのでご注意ください。

3 対象となる者

(1) 個人

下記①、②全てに該当する個人

- ①大牟田市内に住所、事業所又は活動拠点を有していること
- ②主に大牟田市内において文化芸術活動を行っていること

(2) 団体

下記①～③全てに該当する団体

- ①大牟田市内に事業所又は活動拠点を有していること
- ②主に大牟田市内において文化芸術活動を行っていること
- ③イベント等を実施するための団体（〇〇実行委員会など）を組織した場合、市や国などの官公庁から団体に対する負担金等を受けていないこと

ただし、以下に該当する場合は、補助の対象となりません。

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 特定の政治活動又は宗教活動を主たる目的とする団体

4 対象となる公演等の実施場所

大牟田市内で実施する取組みが対象です。

5 対象となる公演等の実施期間

令和4年3月31日までに下記の対象事業が完了する必要があります。

6 対象となる事業

(1) 発表活動支援事業

以下の①～③全てに該当することが条件となります。

- ①文化芸術分野の公演・展示会等
- ②チラシ、SNSや広報誌等で広く周知すること
- ③不特定多数の市民が鑑賞できること

(2) 動画配信支援事業

以下の①～③全てに該当することが条件となります。

- ①文化芸術分野の動画配信であること
- ②動画配信を令和3年度内に行うこと
- ③不特定多数の市民が鑑賞できること

文化芸術分野とは…原則として「文化芸術基本法」に例示されている芸術、メディア芸術、伝統芸能などを対象とします。

【参考】

	内容
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
生活文化	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化

7 対象となる経費

(1) 発表活動支援事業

項目	内容	例示	
		対象となるもの	対象とならないもの
使用料	会場使用料、付属設備使用料、冷暖房使用料等	開催当日の会場使用料等で施設に支払った使用料	<ul style="list-style-type: none"> ・公演日前にリハーサルで利用した会場使用料等 ・利用した会場の使用料が事業実施団体の収入となる会場使用料等
広告宣伝費	チラシ、ポスター等の作成費等	<ul style="list-style-type: none"> ・公演・展示会等の周知に必要なチラシ、ポスター等の作成費、印刷費 ・SNS、メディア等の活用にかかる宣伝費 	<ul style="list-style-type: none"> ・公演日当日に配布するプログラム等の資料の作成費、印刷費 ・入場チケットの作成費、印刷費

(2) 動画配信支援事業

項目	内容	例示	
		対象となるもの	対象とならないもの
物品購入費	動画配信機材等購入費	カメラ、PC、集音マイク等動画配信に必要な機材・物品購入費	本事業外に使用することを主な目的として購入した機材等
使用料・賃借料	動画配信機材等賃借料	カメラ、PC、集音マイク等動画配信に必要な機材のリース費用 ※原則、事業完了の日まで(契約の内容により事業完了の月まで)	団体自らが所有するものにかかる費用
通信費	wifi 環境整備費	公演等を生配信するために必要な wifi 環境整備費 等 ※原則、事業完了の日まで(契約の内容により事業完了の月まで)	
消耗品費	動画を配信するために必要な消耗品の購入費	ソフトウェア 等	
委託費	動画の録画、編集や配信にかかる外注費	動画編集委託費 等	

※他制度の補助の対象となった経費は、本事業の補助対象経費になりません。

- ㊦ ホールを利用し発表会を計画。施設利用に当たり、会場使用料、付属設備使用料及び冷暖房使用料の支払いが必要である。
 他の補助制度で会場使用料のみ補助の対象となった。
 ⇒施設に支払う使用料のうち、会場使用料が他制度の補助対象となったので、付属設備使用料と冷暖房使用料が本制度の補助対象経費となる。

なお、公演中止などのより事業を実施しなかった場合の施設予約のキャンセル料については補助対象外となります。

8 補助金額

補助金額は、補助対象経費の1/2以内、対象事業毎に10万円を限度とします。
 1,000円未満の端数が生じたときは、切り捨てとなります。

※補助金の額は本事業の予算の範囲内で決定されるため、交付決定額が申請額を下回る場合がありますのでご了承ください。

※交付決定後の補助金の増額は認められません。

9 応募方法

申請は、1申請者につき、対象事業毎に1回のみとします。 ※同時申請可

(1) 申請から補助金の交付（支払）までの流れ



(2) 提出書類

- ①交付申請時
 ア 交付申請書（様式第1号）
 イ 申請書類（様式第1号 別紙）

- ウ 補助対象経費の根拠となる書類
- エ 誓約書（参考様式1）
- オ 事前着手届（参考様式2）

※交付決定前に事業を実施する場合は、事前着手届が必要です。

②実績報告時（事業完了後30日以内または令和4年3月31のいずれか早い日まで）

- ア 実績報告書（様式第3号）
- イ 実績報告書別紙（様式第3号 別紙）
- ウ 補助対象経費を支払ったことを証する資料（領収書の写し等）
- エ 補助対象となる広報用印刷物等の成果物（あれば）
- オ 他制度の補助金を受けた場合、その通知書等の写し

(3) 提出方法

上記提出書類を各1通下記提出先まで郵送または直接提出してください。

10 事業実施に当たっての留意点

●補助金交付決定通知日前の支出については補助対象とはなりません。なお、支出前に事前着手届を提出された場合は、この限りではありません。

※施設に支払う使用料（会場使用料、付属設備使用料、冷暖房使用料等）については、事前に支払った場合であっても公演等の当日に支払ったものとみなします。

●新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「新型コロナウイルス感染症対策」（内閣官房ホームページ）の業種別ガイドラインを参考にするなど、感染防止対策を講じてください。

【提出先及び問合せ先】

大牟田市市民協働部 生涯学習課 文化芸術担当

〒836-0872 大牟田市黄金町1丁目34番地

TEL 0944-41-2864 FAX 0944-41-2210

大牟田市長 様

住 所
名 称
代表者氏名

大牟田市災害とコロナに負けない文化のチカラ事業費補助金交付申請書

大牟田市災害とコロナに負けない文化のチカラ事業費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

申請する事業 (○で囲んでください。 同時申請も可)	ア 発表活動支援事業 イ 動画配信支援事業
事業の内容	
総事業費	円
補助対象経費	円
補助金申請予定額	円
事業の完了予定年月日	
添付書類	・様式第1号（第6条関係）別紙 ・対象経費の見積書 ・その他必要な書類

様式第1号（第6条関係）別紙

大牟田市災害とコロナに負けない文化のチカラ事業費補助金 申請書類

1 申請者

団体名または氏名		
団体の場合は代表者名		
活動拠点		
活動状況（現在、市内でどのような文化芸術活動をしているか記入してください。）		
連絡先	電話	
	FAX	
	e-mail	
	担当者名	
	送付先（市からの通知の送付先） ※該当番号に○	1. 申請者（代表者）住所 2. 上記以外（ ）
文化芸術活動の分野 ※該当するものに○。その他は内容を記入ください。	・音楽 ・美術 ・写真 ・演劇 ・舞踊 ・伝統芸能 ・芸能 ・茶道 ・華道 ・書道 ・その他（ ）	
周知方法（発表活動のみ） ※該当するものに○。その他は内容を記入ください。	・広報おおむた ・その他情報誌（ ） ・チラシ ・ポスター ・SNS（ ） ・その他（ ）	

【チェックリスト】

- 大牟田市内に住所、事務所または活動の拠点があります。
- 誰もが鑑賞することができます。
- 各施設が定める新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守します。
- 暴力団等に該当しません。
- 特定の政治活動または宗教活動を主たる目的とする団体ではありません。
- 販売活動を主な目的とするものではありません。
- 特定の企業名の宣伝や広報を主な目的とするものではありません。
- 寄附やその他勧誘を主な目的とするものではありません。
- 特定の個人や団体への誹謗中傷を含むおそれがあるものではありません。
- 特定の政治団体又は宗教団体の宣伝・主張を含むものではありません。
- その他公序良俗に反するものではありません。

2 事業計画書（補助対象事業の詳細）

公演・展示会等名	
会場	
本番日時	令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
出演者数見込	(人)
入場者数見込	(人)
入場料	・ 有料 (円) ・ 無料
オンライン配信 ※該当するものに○	・ 生配信を実施 ・ 後日動画を配信 (期間 (予定) ~) ・ オンライン配信はない

3 収支予算書

(1) 収入の部

(単位：円)

		予算額	内訳
本補助金	ア 発表活動支援事業 (千円未満端数切捨て)		補助対象経費ア÷2
	イ 動画配信支援事業 (千円未満端数切捨て)		補助対象経費イ÷2
本事業に係る収入			
自己資金			
その他			
合計			

(2) 支出の部

		予算額	内訳	
補助対象経費	ア	会場使用料		
		附属設備使用料		
		冷暖房使用料		
		上記以外の施設使用料 ()		
		広告宣伝費		
	イ	動画配信機材等購入費		
		動画配信機材等賃借料		
		その他動画配信に係る経費		
	小計 (A)			
	補助対象外経費 (B)			
合計 (A) + (B)				

※ (1) 収入の「合計」と (2) 支出の「合計(A)+(B)」の額は一致させてください。

今回申請する事業について、他の補助金等を受けている (予定を含む) 場合は、その名称を記入してください。

--

(参考様式1)

誓約書

年 月 日

大牟田市長 様

住 所
名 称
代表者氏名

私は、大牟田市が大牟田市暴力団排除条例に基づき、大牟田市災害とコロナに負けない文化のチカラ事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）による補助金の利用により暴力団を利することがないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を補助金の対象から排除していることを認識したうえで、要綱第2条第1号から第3号の規定（暴力団排除条項）について説明を受け、これを了解し、下記事項について誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、補助金交付の決定の取消し等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 要綱第2条第1号から第3号のいずれにも該当しません。
- 2 要綱第2条第1号又は第2号に該当する事由の有無を警察に照会するため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

〈大牟田市災害とコロナに負けない文化のチカラ事業費補助金交付要綱抜粋(暴力団排除条項)〉
第2条 補助金の交付対象者（以下、「補助事業者」という。）は、大牟田市内に住所、事業所又は活動拠点を有し、主に市内において文化芸術活動を行っている団体又は個人とする。ただし、以下に該当する場合は補助対象としない。
(1)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)
(2)暴対法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
(3)暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(参考様式2)

年 月 日

大牟田市長 様

住 所
名 称
代表者氏名

事前着手届

_____事業について、下記のとおり交付決定前に着手したいので次のとおり届け出ます。

記

1 公演等名

2 事前着手の理由

申請事業については、速やかな事業実施が必要なため、交付決定前に着手しますので届け出ます。なお、本件について交付決定がされなかった場合においても異議は申し立てません。

3 事前着手（予定）日

年 月 日

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

大牟田市長 様

住 所
名 称
代表者氏名

大牟田市災害とコロナに負けない文化のチカラ事業費補助金実績報告書

年 月 日付け生第 号で交付決定を受けた補助事業が終了したので、大牟田市災害とコロナに負けない文化のチカラ事業費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

補助事業の完了年月日	年 月 日
補助金の交付決定金額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
添 付 書 類	・様式第3号（第9条関係）別紙 ・対象経費の精算書類 ・その他必要な書類

様式第3号（第9条関係）別紙

1 事業報告書（補助対象事業の詳細）

公演・展示会等名	
会場	
本番日時	令和 年 月 日（ ）～令和 年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分
出演者数	（人）
入場者数	（人）
入場料	・有料（ 円） ・無料
オンライン配信 ※該当するものに○	・生配信を実施 ・後日動画を配信（期間 ～ ） ・オンライン配信はない

2 収支決算書

(1) 収入の部

(単位：円)

		決算額	内訳
本補助金	ア 発表活動支援事業（千円未満端数切捨て）		補助対象経費ア÷2
	イ 動画配信支援事業（千円未満端数切捨て）		補助対象経費イ÷2
本事業に係る収入			
自己資金			
その他			
合計			

(2) 支出の部

		決算額	内訳
補助対象経費	ア	会場使用料	
		附属設備使用料	
		冷暖房使用料	
		上記以外の施設使用料（ ）	
		広告宣伝費	
	イ	動画配信機材等購入費	
		動画配信機材等賃借料	
		その他動画配信に係る経費	
小計 (A)			
補助対象外経費 (B)			
合計 (A) + (B)			

※ (1) 収入の「合計」と (2) 支出の「合計(A)+(B)」の額は一致させてください。

今回申請する事業について、他の補助金等を受けた場合は、その名称を記入してください。

--